

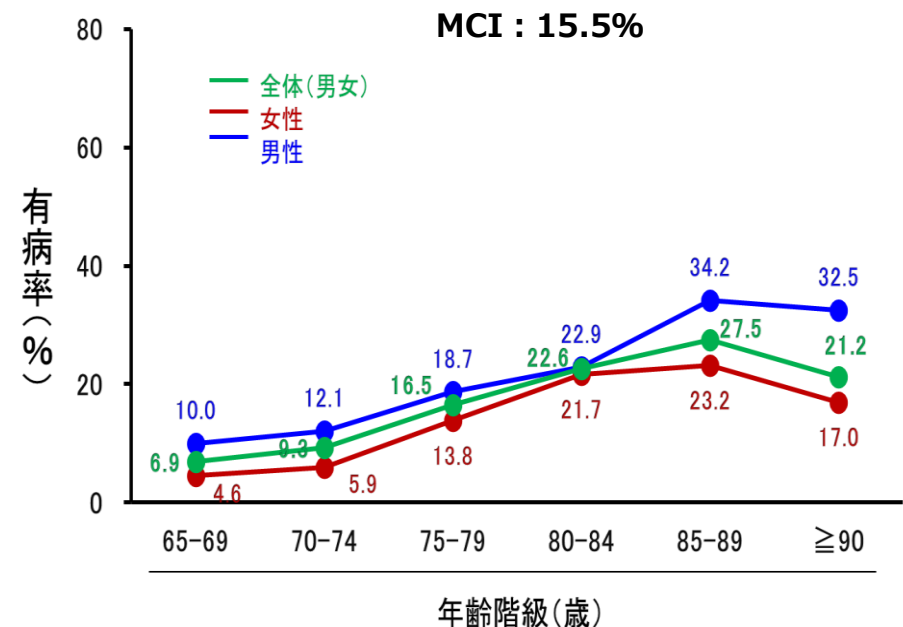
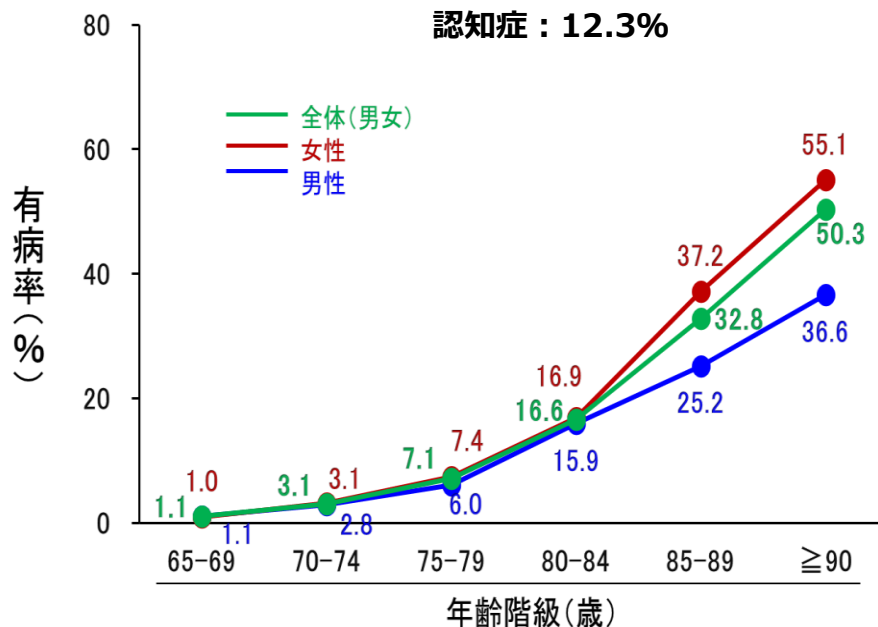
認知症施策の動向

厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課
認知症総合戦略企画官
野村 晋

1. 認知症に関する基本情報

認知症は誰もがなり得る

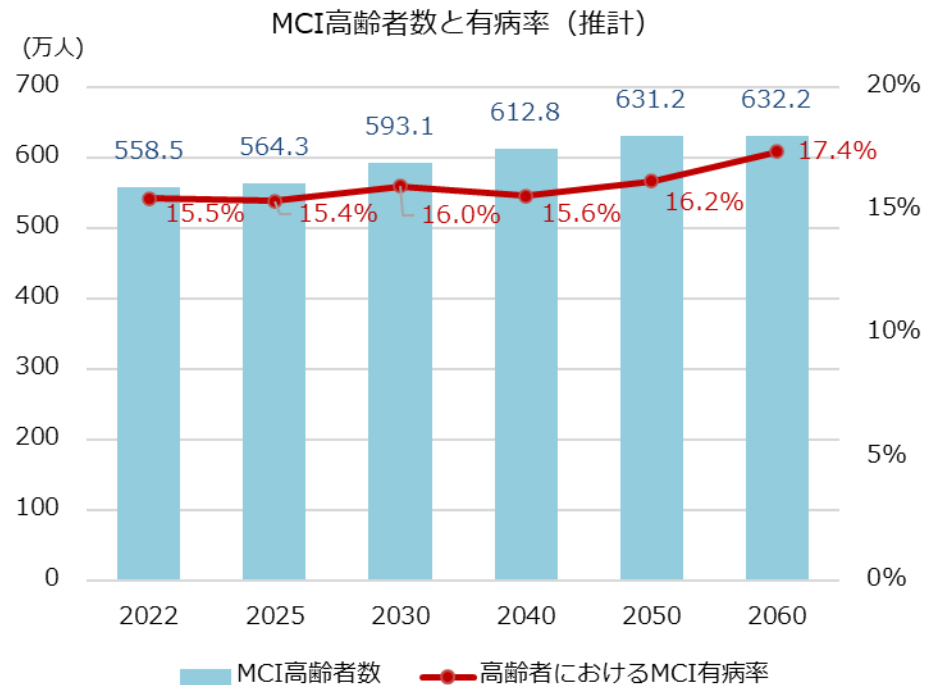
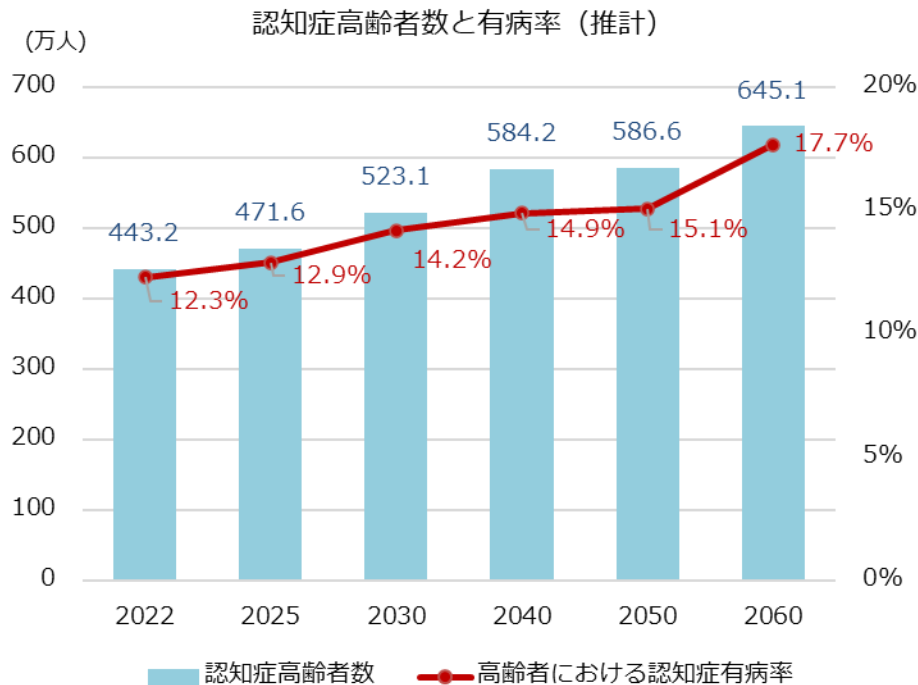
- 2022年に認知症の地域悉皆調査を実施した4地域（福岡県久山町、石川県中島町、愛媛県中山町、島根県海士町）において推計
- MCI/認知症の有病率は約3割。85－89歳の約6割、90歳以上の約7割はMCI/認知症になると見込まれる



資料：「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学 二宮利治教授）より厚生労働省にて作成

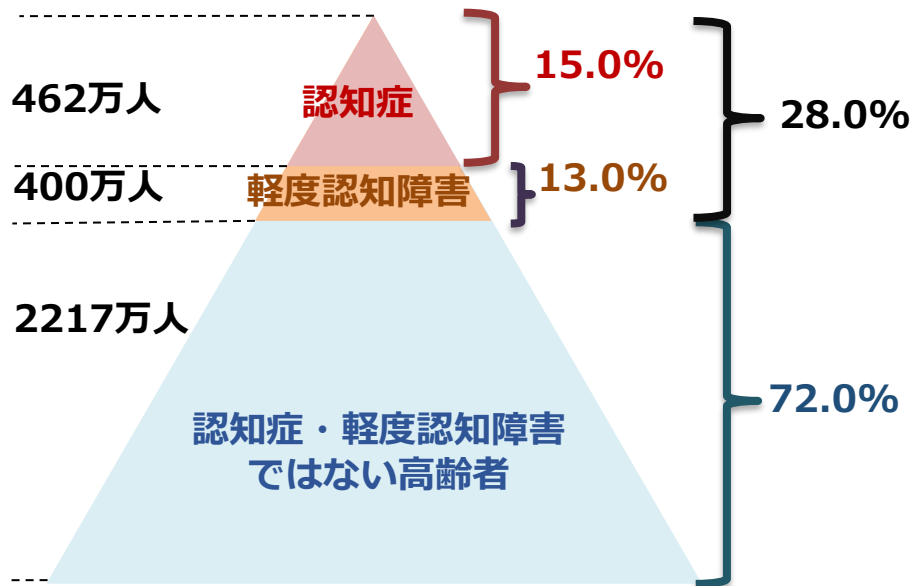
認知症は誰もがなり得る

- 2022年の認知症およびMCIの性年齢階級別有病率が今後も一定と仮定した場合、2060年の認知症者高齢者数は645万人、MCI高齢者数は632万人と推計される



65歳以上の認知症有病率の変化

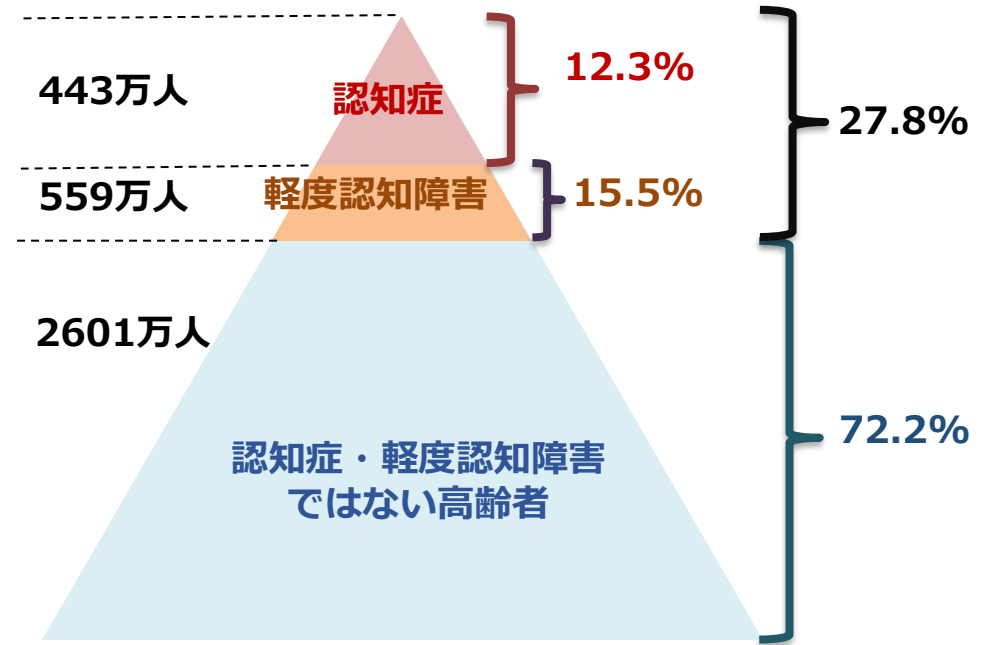
2012年有病率調査



65歳以上高齢者3079万人

平成23年度 厚生労働科学研究費補助金 認知症対策総合研究事業
「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」
(研究代表者 筑波大学 朝田隆)

2022年有病率調査



65歳以上高齢者3603万人

令和5年度 老人保健事業推進費等補助金
「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」
(研究代表者 九州大学 二宮利治)

2012年調査に比べ、2022年調査の認知症有病率が低位であった理由：

喫煙率の全体的な低下、中年期～高齢早期の高血圧や糖尿病、脂質異常などの生活習慣病管理の改善、健康に関する情報や教育の普及による健康意識の変化などにより、認知機能低下の進行が抑制された可能性

2. 共生社会の実現を推進するための 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

認知症施策のこれまでの主な取組

- ① 2000年に**介護保険法を施行**。認知症ケアに多大な貢献。
 - ・ 認知症に特化したサービスとして、認知症グループホームを法定。
制度開始当初218万人→2018年4月末644万人と3倍に増加。
 - ・ 介護保険の要介護（要支援）認定者数は、
要介護となった原因の第1位は認知症。
- ② 2004年に「痴呆」→「認知症」へ用語を変更。
- ③ 2005年に「認知症サポーター」の養成開始。 ※90分程度の講習を受け、認知症への理解を深める。
2012年に**オレンジプラン**を策定。
- ④ 2014年に**認知症サミット日本後継イベント**の開催。
※総理から新たな戦略の策定について指示。
- ⑤ 2015年に**新オレンジプラン**を策定。
- ⑥ 2017年に**介護保険法の改正**。
※新オレンジプランの基本的な考え方として、介護保険法上、以下の記載が新たに盛り込まれた。
 - ・ 認知症に関する知識の普及・啓発
 - ・ 心身の特性に応じたりハビリテーション、介護者支援等の施策の総合的な推進
 - ・ 認知症の人及びその家族の意向の尊重 等
- ⑦ 2018年に**認知症施策推進関係閣僚会議**が設置
- ⑧ 2019年に**認知症施策推進大綱**を関係閣僚会議にて決定。
- ⑨ 2020年に**介護保険法の改正**。
 - ・ 国・地方公共団体の努力義務を追加（介護保険法第5条の2）
 - ・ 「認知症」の規定について、最新の医学の診断基準に則し、また、今後の変化に柔軟に対応できる規定に見直す。
- ⑩ 2022年 **認知症施策推進大綱中間評価**
- ⑪ 2023年 **共生社会の実現を推進するための認知症基本法 成立**
- ⑫ 2024年 **認知症施策推進基本計画 閣議決定**

認知症とともに生きる希望宣言

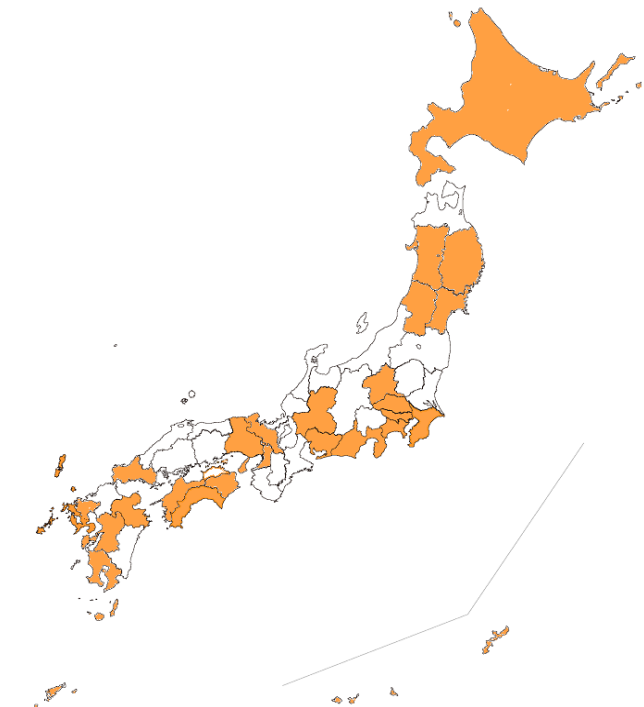
認知症とともに暮らす本人一人ひとりが自らの体験と思いを言葉にしたもの。

希望を持って前を向き自分らしく暮らし続けることを目指し、2018年11月、一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ（J DWG）が表明。

- 1** 自分自身がとらわれている常識の殻を破り、前を向いて生きていきます。
- 2** 自分の力を活かして、大切にしたい暮らしを続け、社会の一員として、楽しみながらチャレンジしていきます。
- 3** 私たち本人同士が、出会い、つながり、生きる力をわき立たせ、元気に暮らしていきます。
- 4** 自分の思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人たちを身近なまちで見つけ、一緒に歩んでいきます。
- 5** 認知症とともに生きている体験や工夫を活かし、暮らしやすいわがまちを一緒につくっていきます。

認知症の人本人からの発信の支援 (認知症本人大使の任命)

- 国において、**7名の「希望大使」**（令和2年～丹野智文さん、藤田和子さん、柿下秋男さん、春原治子さん、渡邊康平さん、令和6年～鈴木貴美江さん、戸上守さん）**を任命**
- 都道府県において、令和2年度以降、**26都道府県、90名の地域版の希望大使を任命**（令和7年3月31日現在）



※**オレンジ色**は、地域版希望大使を任命しているところ
(このほか、検討中もあり)

認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても
希望を持って前を向いて暮らすことができる姿等を積極的に発信

認知症の人との意見交換

群馬県伊勢崎市での岸田内閣総理大臣との意見交換（令和5年8月3日）

＜記者会見での発言＞

意見交換もさせていただきましたが、施設の利用者、（中略）「ぐんま希望大使」として、認知症への正しい理解のために日々発信に取り組んでおられる本島さん（中略）からもお話を伺いました。皆が支え、そして支え合う、こうした関係について感銘を受けたところです。こうした認知症の方、御本人（中略）の声を政策に反映していかなければならない、こうしたことを感じた次第です。



東京都町田市での岸田内閣総理大臣との意見交換（令和6年7月26日）

＜記者会見での発言＞

「認知症と共に希望を持って生きる」という新しい認知症観が実践されている姿を見させていただきました。この新しい認知症観の定着には、認知症になっても働きたい、地域に貢献したいという希望を叶える取組を全国にしっかりと広げていくことが不可欠であると感じました。



1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

2.基本理念

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものの除去。地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保する。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等の推進。予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法など科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備する。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5.基本的施策

- ①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

6.認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

国の認知症施策の会議に認知症本人が参画

【認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議】

議長：内閣総理大臣

副議長：内閣官房長官、厚生労働大臣、健康・医療戦略担当大臣

構成員：

栗田 圭一 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 認知症未来社会創造センター長

岩坪 威 東京大学大学院医学系研究科 教授

鎌田 松代 公益社団法人 認知症の人と家族の会 代表理事

黒澤 史津乃 株式会社 O A G ライフサポート 代表取締役

柴田 範子 特定非営利活動法人 楽 理事長

鳥羽 研二 地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 理事長

藤田 和子 一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事

町 亞聖 フリーアナウンサー



(右端が藤田委員)

【認知症施策推進関係者会議】

栗田 圭一 東京都健康長寿医療センター 認知症未来社会創造センター長

伊集院 幼 鹿児島県大和村 村長

井上 隆 一般社団法人日本経済団体連合会 専務理事

岩坪 威 東京大学大学院医学系研究科 教授

江澤 和彦 公益社団法人日本医師会 常任理事

及川 ゆりこ 公益社団法人日本介護福祉士会 会長

沖田 裕子 認知症の人とみんなのサポートセンター 代表理事

鎌田 松代 公益社団法人認知症の人と家族の会 代表理事

佐保 昌一 日本労働組合総連合会 総合政策推進局長

繁田 雅弘 東京慈恵会医科大学 名誉教授

柴口 里則 一般社団法人日本介護支援専門員協会 会長

春原 治子 一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ

戸上 守 一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ

成木 迅 京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学 教授

新田 惇一 長崎県福祉保健部長

藤田 和子 一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ 代表理事

堀田 聡子 慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科教授

前田 隆行 100BLG 株式会社 取締役

松本 憲治 日本商工会議所企画調査部 担当部長

宮島 壽男 愛知県知多市 市長



(左から、戸上委員、春原委員、藤田委員)

認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - 認知症の本人の声を尊重し、「**新しい認知症観**」※に基づき施策を推進する。
※①**誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。**②**個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。**
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- 施策は、**認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進**する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、**プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標**を設定

Ⅴ 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- ・ 学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進
- ・ 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- ・ 認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進）
- ・ 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定

3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

- ・ 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進）
- ・ 認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進）
- ・ 多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- ・ 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の改定）
- ・ 認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- ・ 専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実）
- ・ 保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置）
- ・ 人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修の在り方の見直し）

6. 相談体制の整備等

- ・ 認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備）
- ・ 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート活動、認知症希望大使の活動支援）

7. 研究等の推進等

- ・ 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
- ・ 社会参加の在り方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボット・ICT等の開発・普及の支援）

8. 認知症の予防等

- ・ 科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- ・ 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立）

9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施

- ・ 若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究

10. 多様な主体の連携

- ・ かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進

11. 地方公共団体に対する支援

- ・ 地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援

12. 国際協力

- ・ 外国政府、国際機関、関係団体等との連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信

重点目標・評価指標

重点目標	プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
①国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している	- 地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している地方公共団体の数 - 認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している地方公共団体の数	- 認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数 - 認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数	- 認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度 - 国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況
②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている	- ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数 - 行政職員が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数 - 医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している地方公共団体の数とその参加者数	- 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数 - 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数	地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び国民の割合
③認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができる	- 部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数 - 認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及び関連指標（KPI）を設定している地方公共団体の数 - 医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数	- 就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数 - 認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数 - 製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数 - 基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数 - 認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数	- 自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合 - 地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合 - 認知症の人が自分らしく暮らしていると考えている認知症の人及び国民の割合 - 認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合
④国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる	国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業に係る計画の数	国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数	国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装化されている数

都道府県・市町村の認知症施策推進計画の策定支援事業 (自治体向け補助事業)

令和6年度補正予算額 1.3億円

施策の目的

国民一人一人が自分ごととして認知症を理解し、認知症の人が希望を持って自分らしく暮らすことが出来るという考え方（「新しい認知症観」）に基づき施策を推進するために、**多くの自治体で、地域住民に対して「新しい認知症観」に関する普及啓発等を実施し、認知症施策推進計画が策定されることを目的とする。**

施策の概要

自治体が、地域住民に対して「新しい認知症観」や認知症基本法の普及啓発を図るとともに、認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で「新しい認知症観」に基づき施策を推進するために、**認知症施策推進計画を策定する際の準備に係る経費を補助する。**

施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【対象経費】

（対象事業例）

- ・ 地域住民が「新しい認知症観」や認知症基本法についての理解を深めるための勉強会等の開催
- ・ 認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴く場の設置
- ・ 認知症の人や家族等とともに施策を立案、実施、評価する取組
- ・ 地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの取組の推進やその支援
- ・ 地域版認知症希望大使の活動にかかる支援 等

【補助率】 国（定額）

1自治体あたり 都道府県 500万円 市町村 200万円



3. 計画に基づく各種施策

ひと、くらし、みらいのために

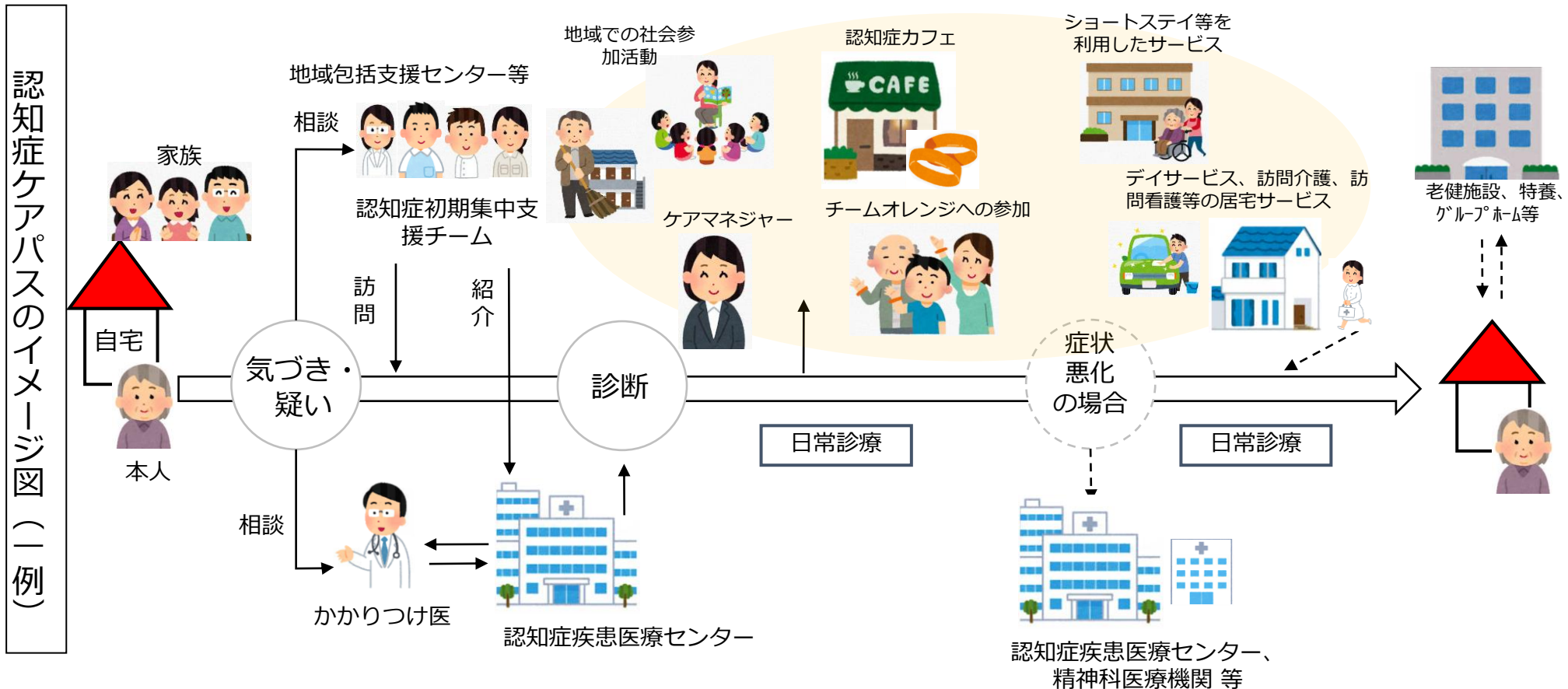


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

認知症ケアパス

- ・ 認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。
- ・ 市町村が地域の実情に合わせて作成し、住民や関係機関に広く周知することとしている。

※ 令和5年度実績：1,656市町村（実施率95.1%）



認知症施策推進基本計画における【当事者参画】

- 認知症の人とその家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）の参画を得て、意見を聴き、対話しながら、共に認知症施策の立案等を行っていくことが求められる。

- ① 認知症施策の立案、実施、評価に当たっては、認知症の人と家族等の参画が最も重要である。まずは、都道府県、市町村の行政職員が、**認知症カフェへの参加など地域における様々な機会を捉え、認知症の人・家族等と出会い、対話をすることで、認知症に関する知識や認知症の人への理解を深めることが重要。**



- ② その上で、**認知症地域支援推進員等が中心となって、ピアサポート活動等地域における認知症の人や家族等の活動を支援し、本人ミーティング等の当事者からの発信につなげていく。**



- ③ その際、認知症の人と家族等の参画を単なる一方通行的意見聴取に留めるのではなく、**行政職員が認知症の人や家族等の活動の現場に出向くこと等により、認知症の人と家族等と対話し、意見を交換し合うことで、認識を共有することが重要である。**

認知症カフェ



認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場

【実施状況】令和5（2023）年度実績調査

- ・ 全国の**1,593市町村（91.4%）**にて、**8,558 カフェ**が運営
- ・ 設置主体は、介護サービス施設・事業者、地域包括支援センターが多く見られた。

ピアサポーターによる本人支援の推進

- 認知症の方やその家族は、診断直後等は認知症の受容や今後の見通しなど大きな不安を抱えている。このため、前向きな一歩を踏み出せるよう、心理面、生活面の早期からの支援として、認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等を把握し、認知症の方による相談支援（ピアサポート活動支援事業）を実施。
- 認知症の人の心理的な負担の軽減を図るとともに、認知症の人が地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押ししていく。

都道府県・指定都市の取組

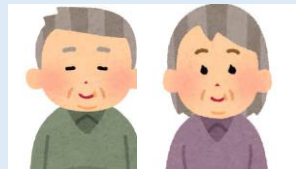
- ・ 仕組みづくりに関する検討会の開催
- ・ ピアサポーターの登録
- ・ ピアサポートチームの結成



活動を希望する
認知症本人

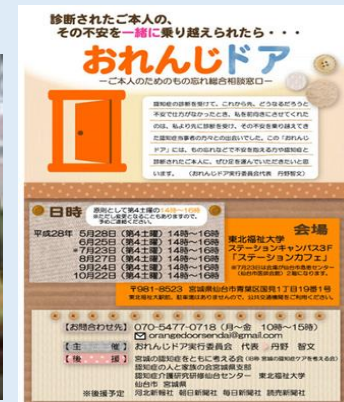


本人



ピアサポートの活動内容

- ・ 相談支援
- ・ 当事者同士の交流（本人ミーティングへの誘い・同行）等



【都道府県の実施状況】令和5（2023）年度実績調査

- ・ 事業名：ピアサポート活動支援事業（認知症総合戦略推進事業）
- ・ 実績：22都府県 ※当事者団体等へ委託することも可

【市町村の実施状況】令和5（2023）年度実績調査

- ・ 実績：全国の148市町村（8.5%）
- ※ 市町村が配置する認知症地域支援推進員が中心となって地域支援事業交付金等を活用してピアサポート活動を実施

認知症サポーターの養成

【認知症サポーター】

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対して、できる範囲での手助けをする人。

2025年3月末実績 1,622万人

～各種養成講座～

《キャラバン・メイト養成研修》

- 実施主体：都道府県、市町村、全国的な職域団体等
- 目的：地域、職域における「認知症サポーター養成講座」の講師役である「キャラバン・メイト」を養成
- 内容：認知症の基礎知識等のほか、サポーター養成講座の展開方法、対象別の企画手法、カリキュラム等をグループワークで学ぶ。



《認知症サポーター養成講座》

- 実施主体：都道府県、市町村、職域団体等
- 対象者：〈住民〉自治会、老人クラブ、民生委員、家族会、防災・防犯組織 等
〈職域〉企業、銀行等金融機関、消防、警察、スーパーマーケット
コンビニエンスストア、宅配業、公共交通機関 等
〈学校〉小中高等学校、大学、教職員、PTA 等

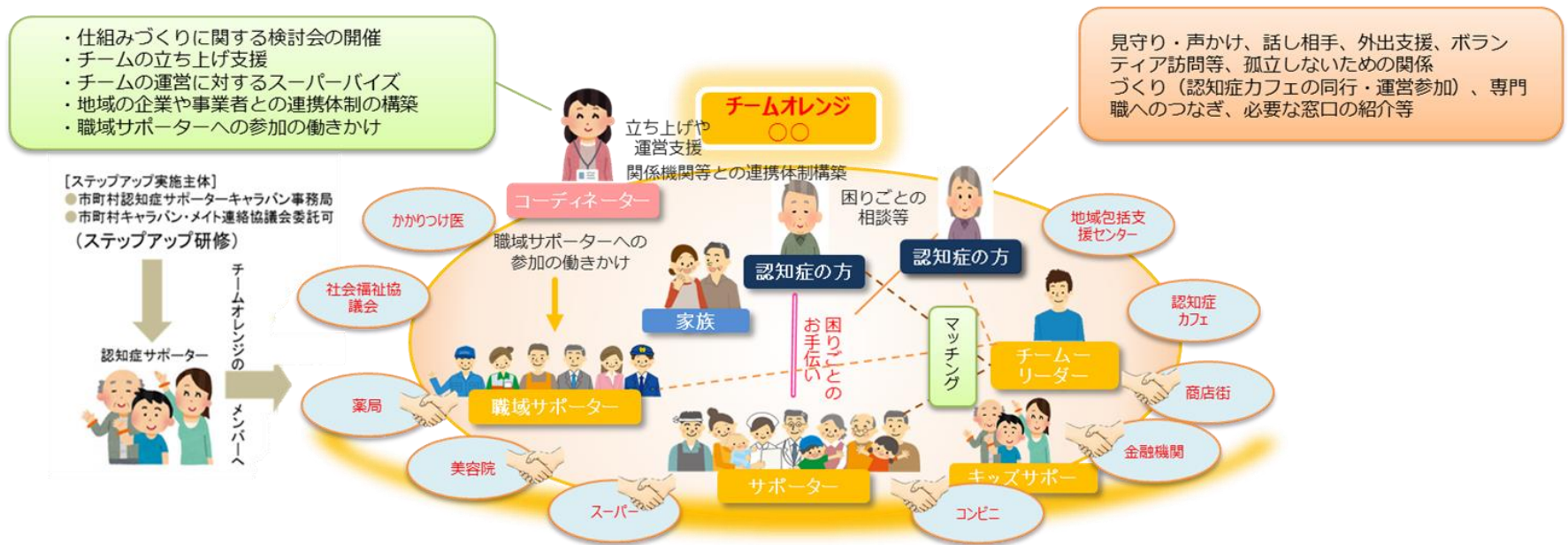
「認知症サポーター養成講座 DVD」
～スーパーマーケット編、マンション管理者編、
金融機関編、交通機関編、訪問業務編～



チームオレンジ

【チームオレンジ】

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組み。



※チームオレンジによる支援はボランティアで行うことが望ましい。（地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材確保のためのボランティアポイントの仕組みの活用も可能）

チームオレンジ三つの基本

- ①ステップアップ講座修了及び予定のサポーターでチームが組まれている。
- ②認知症の方もチームの一員として参加している。（認知症の人の社会参加）
- ③認知症の人と家族の困りごとを早期から継続して支援ができる。

認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに、認知症サポーターの更なる活躍の場を整備

認知症の人の社会参加活動の体制整備

- ・ 認知症を有する高齢者や若年性認知症の中には、これまでの経験等を生かして活躍したいとの声が少なくない。
- ・ 地域において「生きがい」をもった生活や認知症予防等の介護予防に資するよう、認知症地域支援推進員の取組として、**令和元年度より社会参加活動のための体制整備を地域支援事業（認知症総合支援事業の中の認知症地域支援・ケア向上事業に位置づけ、その取組を支援。**

（具体的な取組例）

- ・ 市町村が適当と認めた事業者による農業、商品の製造・販売、食堂の運営、地域活動等の社会参加に対する支援
- ・ 社会参加活動を行うに当たり、事業者に専門家を派遣する等により活動を実施するために必要な助言
- ・ 市町村が適当と認めた事業者によるマルシェ等イベントの開催支援
- ・ 社会参加活動を行うために必要な農業生産者や企業等とのマッチング支援 など

（主な経費内容）

- ・ 作業実施の指導・訓練に関する人件費（農家等への謝礼）や介護支援が必要な場合の人件費
 - ・ 作業実施のための諸経費（器具の購入）やイベント（マルシェ）の開催
 - ・ 商品の売上げは、支援の対象者である高齢者の有償ボランティアの謝金等として事業費に充てつつ、不足部分を支援
- ※ 1市町村あたり、3カ所の実施を想定（財源の範囲内で1市町村当たり、最大5カ所まで）。



実践例：DAYS BLOG！（東京都町田市）

【基本情報】

- ・ 地域密着型通所介護事業所で、所要時間7時間以上9時間未満の報酬を算定。加算は、「若年性認知症利用者受入加算」、「認知症加算」を算定。
- ・ 認知症の方が9割、高次脳機能障害の方が1割の構成。認知症と診断された初期の段階の方、認知症の症状が初期の方を対象。
- ・ 1日の過ごし方をメンバーが選択

時間	内容
9:00	到着
9:45	バイタルチェック&水分補給
10:00	午前の予定選択 (例) 営業、ボランティア活動、弁当等の買い物、庭掃除 他
10:30	各メンバーが選択した活動
12:00	昼食(例) 弁当、外食
13:00	コーヒータイム
13:15	午後の予定選択 (例) 野菜配達、洗車、ボランティア活動、公園散策 他
15:50	ティータイム
16:10	本日の振り返り
16:30	メンバーさんからの締めあいさつ

(例①) 有償ボランティア：仕事

- ・ 自動車ディーラーでの洗車業務、レストラン等に提供する玉ねぎの皮むき、カラオケ店の敷地草取り、保育園の雑巾縫い等で、「できること」の範囲で働き、労働の対価として「謝礼」を受け取っている。



(例②) 無償ボランティア：社会における役割

- ・ 保育園から「子ども達に読み聞かせをしてほしい」との要望を受けて、学童保育や保育園での紙芝居の読み聞かせなどを行う。



その他の実践例



地域の子どもたちの見守り活動



廃棄予定だったビニールハウスを活用したシイタケ栽培



宅配業者と協働したDM便の配達



施設スペースを活用した駄菓子屋



鉄棒のペンキ塗り

日本認知症官民協議会

- 認知症に係る諸問題への対応が社会全体で求められているという共通認識の下、行政のみならず民間組織の経済団体、医療・福祉団体、自治体、学会等が連携し、取組みを推進することを目指すために2019年（平成31年）4月22日に設立。

日本認知症官民協議会

- 経済団体、金融（銀行・保険等）・交通業（鉄道・バス等）・住宅業（マンション管理等）・生活関連産業団体（小売業等）、医療介護福祉団体、地方団体、学会、当事者団体、関係省庁等、約100団体が参画。
- 協議会の下にワーキンググループを設置し、当事者・その家族の意見も踏まえつつ、具体的な検討を行う。

認知症イノベーションアライアンスWG

経済産業省

認知症当事者や支え手の課題・ニーズに応えるようなソリューションの創出と社会実装に向けた議論を実施。

認知症バリアフリーWG

厚生労働省

「認知症バリアフリー社会」の実現に向けて諸課題を整理し、その解決に向けた検討を実施。



- 令和2年度は、業態等に応じた認知症の人への接遇方法等に関する『認知症バリアフリー社会実現のための手引き』を作成（金融、住宅、小売、レジャー・生活関連の4業種）
- 令和3年度は、より個別企業の実情に即した独自のマニュアル作成を促すため、記載例や留意事項を整理した『留意事項集』を作成。また、認知症バリアフリー宣言試行事業を実施するとともに、その結果等を踏まえて認知症バリアフリー宣言制度を本格実施。
- 令和4年度は、薬局・ドラッグストア、配食等、運動施設、図書館の4業種の手引きを作成。
- 令和5年度は、携帯ショップ、旅館・ホテルの2業種の手引きを作成。
- 令和6年度は、宅配の手引きとメディア向けの啓発冊子を作成。

- 令和7年度は、認知症の人やその家族等のご意見も踏まえ、「飲食店」、「大型家電量販店」の2業種の手引きの作成を進めるとともに、検討委員会を設置して認知症バリアフリー促進のための取組等を検討する予定。



認知症バリアフリー社会実現のための手引き

- 認知症バリアフリーを推進し、認知症の人の社会参加やチャレンジを後押しする機運を社会全体で高めるため、日本認知症官民協議会（行政のみならず経済団体、医療・福祉その他業界団体、自治体、学会等から約100団体が参画）にて、認知症の本人・家族の意見を踏まえつつ、策定。

★認知症の人と接する機会の多い業種等から作成

【令和2年度】

「金融」（銀行・信託・生保・損保・証券）

「住宅」（マンション）

「小売」（コンビニ・小売店・薬局等）

「レジャー・生活関連」（旅館・ホテル、理美容、飲食業等）

【令和4年度】

「図書館」「薬局・ドラッグストア」「運動施設」「配食等」

【令和5年度】

「旅館・ホテル」「携帯ショップ」

【令和6年度】

「宅配」「メディア（啓発冊子）」

【令和7年度～】

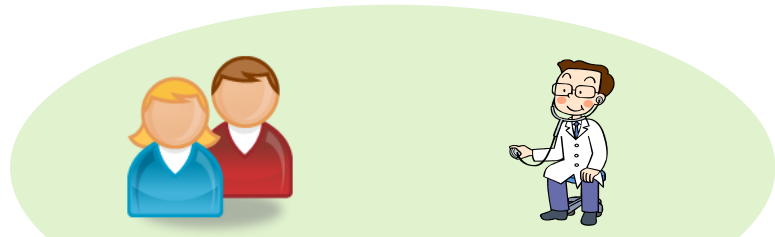
認知症の本人・家族の希望を踏まえ、「飲食店」、「大型家電量販店」向けの手引きを作成予定。



認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム

● 認知症初期集中支援チームのメンバー



医療と介護の専門職

（保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等）

認知症サポート医 である医師（嘱託）

● 配置場所

地域包括支援センター等

診療所、病院、認知症疾患医療センター、市町村の本庁

対象者

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で以下のいずれかの基準に該当する者

◆ 医療・介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する者

- （ア）認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- （イ）継続的な医療サービスを受けていない者
- （ウ）適切な介護保険サービスに結び付いていない者
- （エ）診断されたが介護サービスが中断している者

◆ 医療・介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

設置状況

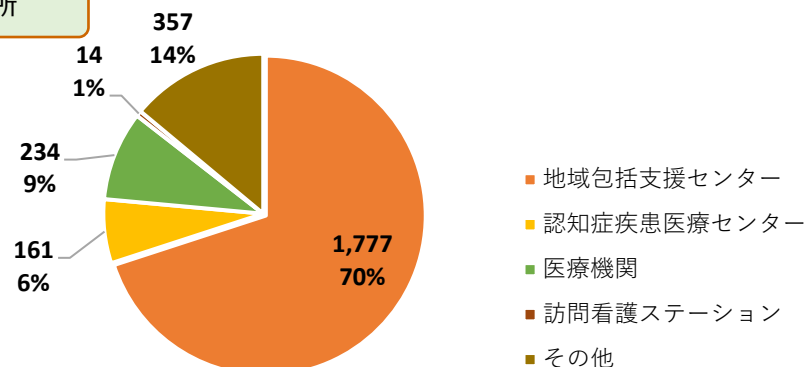
※ R5年度認知症施策地域介護推進課実施状況調べによる

実施市町村数	設置チーム数	チーム員総数	平均チーム員数
1,741市町村	2,543チーム	17,066人	6.7人

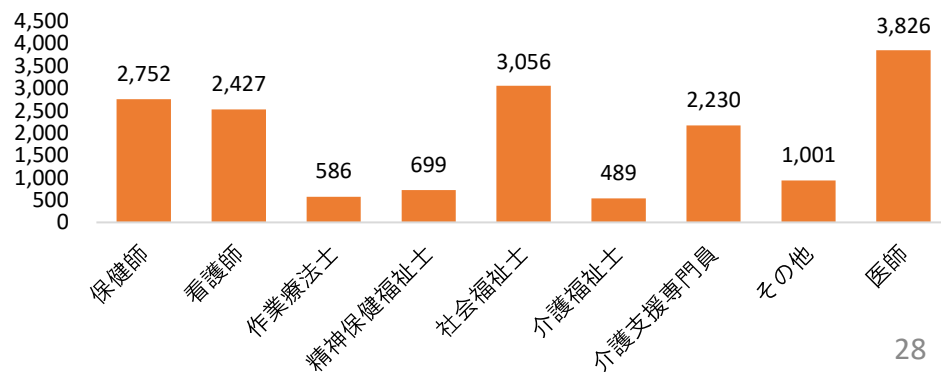
R1.9月末、全市町村に設置

【令和4年度 実績】訪問実人数：15,280件

設置場所



チーム員の職種



認知症疾患医療センター運営事業

- ・ 認知症疾患に関する鑑別診断や医療相談を行うほか、地域での認知症医療提供体制の構築を図る事業（H20年度創設）
- ・ 本人や家族に対し今後の生活等に関する不安が軽減されるよう行う「診断後等支援」や、都道府県・指定都市が行う地域連携体制の推進等を支援する
- ・ 「事業の着実な実施に向けた取組」なども実施
- ・ 実施主体：都道府県・指定都市（病院または診療所を指定）
- ・ 設置数：全国に509カ所（令和6年12月現在）

		基幹型Ⅰ	基幹型Ⅱ	地域型	連携型
主な医療機関		総合病院、大学病院等		精神科病院、一般病院	診療所、一般病院
設置数（令和6年12月現在）		16カ所	5カ所	388カ所	100カ所
基本的活動圏域		都道府県圏域		二次医療圏域	
専門的医療機能	鑑別診断等	認知症の鑑別診断及び専門医療相談			
	人員配置	・専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師（1名以上） ・臨床心理技術者（1名以上） ・精神保健福祉士又は保健師等（2名以上）		・専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師（1名以上） ・臨床心理技術者（1名以上） ・精神保健福祉士又は保健師等（2名以上）	・専門医又は鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師（1名以上） ・看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等（1名以上）
	検査体制 （※他の医療機関との連携で可）	・CT ・MRI ・SPECT（※）		・CT ・MRI（※） ・SPECT（※）	・CT（※） ・MRI（※） ・SPECT（※）
	BPSD・身体合併症対応	救急医療機関として空床を確保	急性期入院治療を行える他の医療機関との連携で可		
	医療相談室の設置	必須			－
地域連携拠点機能		・地域への認知症に関する情報発信、普及啓発、地域住民からの相談対応 ・認知症サポート医、かかりつけ医や地域包括支援センター等に対する研修の実施 ・地域での連携体制強化のための「認知症疾患医療センター地域連携会議」の組織化等			
診断後等支援機能		・診断後等の認知症の人や家族に対する相談支援や当事者等によるピア活動や交流会の開催			
アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療・相談支援等機能		・認知症の人や家族からの抗アミロイドβ抗体薬に係る治療についての相談対応・支援、地域の医療機関からの相談対応、また、地域の医療機関等と連携し、当該治療の適応外である者への支援等			
事業の着実な実施に向けた取組の推進		都道府県・指定都市が行う取組への積極的な関与		※基幹型が存在しない場合、地域型・連携型が連携することにより実施	

29

エーザイのアルツハイマー病治療薬「レカネマブ」について

医薬品の概要

薬剤名	レカネマブ（遺伝子組換え） [販売名：レケンビ点滴静注]	製造販売業者	エーザイ株式会社
申請日	2023年1月16日	承認日	2023年9月25日
効能・効果	アルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制		
用法・用量	レカネマブ（遺伝子組換え）として10mg/kgを、2週間に1回、約1時間かけて点滴静注		
備考	- 脳内に蓄積しアルツハイマー病を引き起こす原因と考えられている凝集アミロイドβ（Aβ）プラークの前駆物質である可溶性Aβ凝集体（プロトフィブリル）に対する抗体医薬品 - エーザイ社とBioArctic AB社の共同研究から得られた抗体であり、国際的な臨床開発はエーザイ社が主導 - 優先審査対象（審査期間9ヶ月） - 承認条件：一定数の症例に係るデータが集積されるまでの間、全症例を対象に使用成績調査を実施		

欧米の状況

米国（FDA）

- 2022年7月「迅速承認制度」に基づく生物製剤ライセンス申請（Aβプラークの低下作用に基づく申請）
- 2023年1月6日 迅速承認※
※臨床的有用性を確認するための検証試験データの提出が要件
- 2023年1月6日 エーザイが第三相試験の成績に基づく正式な承認申請済（認知症スコアの抑制効果に基づく申請）
- 2023年6月9日 米国アドバイザリー・コミティーで議論
⇒ 正式承認が勧告された（全会一致）
- 2023年7月6日 正式承認

欧州（EMA）

- 2023年1月9日 承認申請
- 2024年7月25日 ヒト用医薬品委員会（CHMP）が承認に対して否定的見解を採択
⇒エーザイが再審議請求
- 2024年11月14日 ヒト用医薬品委員会（CHMP）が条件付き※で承認を勧告
※投与対象をApoEε4ヘテロ接合体、ノンキャリアに限定
- 2025年4月15日 正式承認

アルツハイマー型認知症治療薬「ドナネマブ」について

医薬品の概要

薬剤名	ドナネマブ（遺伝子組換え） [販売名：ケサンラ点滴静注液]	製造販売業者	日本イーライリリー株式会社
申請日	令和5年8月18日	承認日	令和6年9月24日
効能・効果	アルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制		
用法・用量	通常、成人にはドナネマブ（遺伝子組換え）として1回700mgを4週間隔で3回、その後は1回1400mgを4週間隔で、少なくとも30分かけて点滴静注する。		
備考	・ 脳内に蓄積しアルツハイマー病を引き起こす原因と考えられている凝集アミロイドβ（Aβ）プラークのみに存在すると考えられるN3pG Aβ に対する抗体医薬品 ・ エーザイのアルツハイマー型認知症治療薬「レカネマブ」に次ぐ、抗Aβ抗体医薬品 ・ Aβプラークの除去が確認された場合、投与を完了することが可能 ・ 承認条件：一定数の症例に係るデータが集積されるまでの間、全症例を対象に使用成績調査を実施		

海外の状況

米国（FDA）

- ・ 2024年7月2日 承認

欧州（EMA）

- ・ 承認申請済み
(2025年7月25日 CHMPが承認に対する肯定的見解を示す) 31